

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の 一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部改正に伴い、特定個人情報に係る任意代理人による自己情報開示請求等の手続について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 条例改正により、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、任意代理人による自己情報開示請求、訂正、請求及び利用中止請求が認められることに伴い、任意代理人の本人確認に必要な書類等を規定する。
- (2) (1)の規定の改正に伴い、請求書等の様式を改める。

3 施行期日

平成28年1月1日

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する
規則

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別第5条第1項を次のように改める。

条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの（やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類）で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。

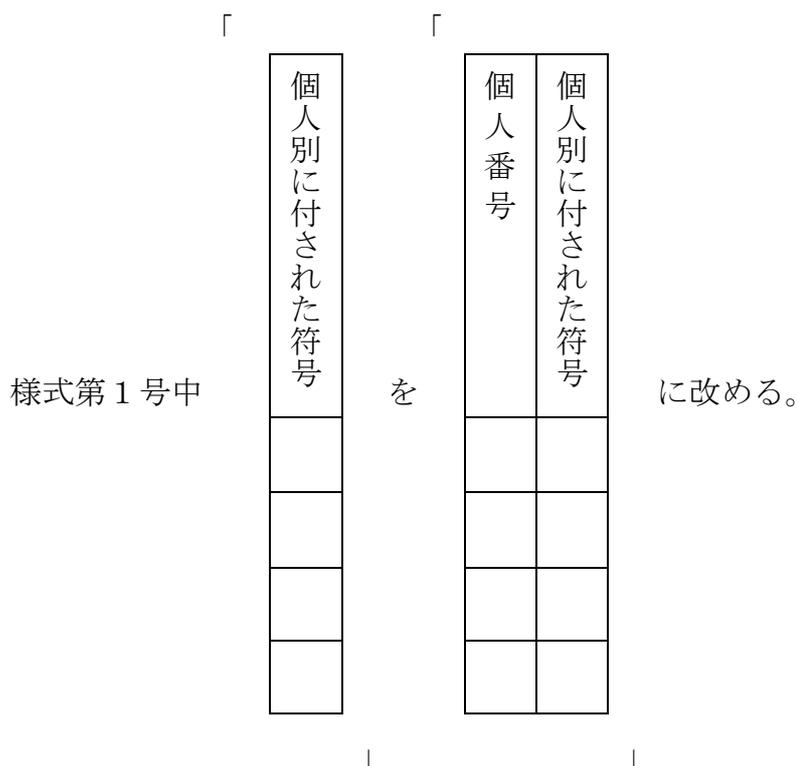
- (1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書

第5条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第9条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別第10条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別



様式第2号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 「 未成年者（ 年 月 日生） を
 成年被後見人 」
- 「 法定代理人
 未成年者（ 年 月 日生）
 成年被後見人 に改め、同様式の注に次のよ
 委任による代理人（特定記録情報に限る。）」

うに加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第4号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が訂正請求をする場合には、」を「代理人が訂正請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には」に、

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開示請求書) 第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p><u>(3) 代理人が開示請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(本人確認に必要な書類等)</p> <p>第5条 条例第11条第2項の記録情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、<u>運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するに足りるもの(やむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が記録情報の本人又はその代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類)</u>で開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類とする。</p> <p><u>(1) 法定代理人が開示請求をする場合 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類</u></p> <p><u>(2) 委任による代理人が開示請求をする場合 特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書</u></p> <p>2 開示請求をした代理人は、開示の前又は開示を拒む旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を教育委員会に届け出なければ</p>	<p>(開示請求書) 第3条 条例第11条第1項の請求書は、自己情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。</p> <p>2 条例第11条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示請求をする者の電話番号 (2) 記録情報の本人の住所(開示請求をする者の住所と異なる場合に限る。)</p> <p>(3) 法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別 (4) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由 (5) 希望する開示の方法</p> <p>(本人確認に必要な書類等)</p> <p>第5条 条例第11条第2項の記録情報の本人又はその法定代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をしようとする者の氏名が記載されているもの及び法定代理人が請求する場合にあつては、<u>戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類</u>とする。</p> <p><u>(1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をしようとする者が記録情報の本人又はその法定代理人であることを確認するに足りるもの</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が記録情報の本人又はその法定代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類</u></p> <p>2 開示請求をした法定代理人は、開示の前又は開示を拒む旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を教育委員会に届け出なければ</p>

改正案	現行
<p>ばならない。</p> <p>(訂正請求書) 第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(利用中止請求書) 第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>(訂正請求書) 第9条 条例第24条第1項の請求書は、自己情報訂正請求書(様式第4号)によるものとする。</p> <p>2 条例第24条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の電話番号</p> <p>(2) 訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容</p> <p>(3) 記録情報の本人の氏名及び住所(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)</p> <p><u>(4) 法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別</u></p> <p><u>(5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由</u></p> <p>(利用中止請求書) 第10条 条例第32条第1項の請求書は、自己情報利用中止請求書(様式第5号)によるものとする。</p> <p>2 条例第32条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 利用中止請求をする者の電話番号</p> <p>(2) 利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容</p> <p>(3) 記録情報の本人の氏名及び住所(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。)</p> <p><u>(4) 法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別</u></p> <p><u>(5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由</u></p>

改正案

現行

(様式第2号) (第3条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名
(代理人が法人の場合にあつて)
は、名称及び代表者の氏名
電話番号

長野県個人情報保護条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり記録情報の開示を請求します。

個人情報取扱事務の名称又は記録情報を特定するために必要な事項	
記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に☑印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人(特定記録情報に限る。)
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に☑印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	
希望する開示の方法	(希望する□内に☑印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> 記録情報(口頭により請求することができるものに限る。)を転記した書面の交付

- (注) 1 請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
(1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
(2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書
3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

(様式第2号) (第3条関係)

自己情報開示請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名
(法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

長野県個人情報保護条例第10条第1項(第2項)の規定により、次のとおり記録情報の開示を請求します。

個人情報取扱事務の名称又は記録情報を特定するために必要な事項	
記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に☑印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に☑印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	
希望する開示の方法	(希望する□内に☑印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 <input type="checkbox"/> 記録情報(口頭により請求することができるものに限る。)を転記した書面の交付

- (注) 1 請求の際には、本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
(1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
(2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

改正案

現行

(様式第4号) (第9条関係)

(様式第4号) (第9条関係)

自己情報訂正請求書

自己情報訂正請求書

年 月 日

年 月 日

長野県教育委員会 殿

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名
〔 代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

住 所
氏 名
〔 法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

長野県個人情報保護条例第23条第1項(第2項)の規定により、次のとおり訂正を請求します。

長野県個人情報保護条例第23条第1項(第2項)の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
代理人が訂正請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が訂正請求をする場合には記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に☑印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人(特定記録情報に限る。)
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に☑印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に☑印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に☑印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書
- 4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実と合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。
- 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。

改正案

(様式第5号) (第10条関係)

自己情報利用中止請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名
〔 代理人が法人の場合にあって
は、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

長野県個人情報保護条例第31条第1項(第2項)の規定により、次のとおり利用中止を請求します。

利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要事項	
利用中止請求の趣旨	
利用中止請求の理由	
利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
代理人が利用中止請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が利用中止請求をする場合には記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に \blacktriangle 印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人(特定記録情報に限る。)
法定代理人が利用中止請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に \blacktriangle 印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書
- 3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

現 行

(様式第5号) (第10条関係)

自己情報利用中止請求書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所
氏 名
〔 法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

長野県個人情報保護条例第31条第1項(第2項)の規定により、次のとおり利用中止を請求します。

利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
利用中止請求の趣旨	
利用中止請求の理由	
利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内に \blacktriangle 印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が利用中止請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内に \blacktriangle 印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。
- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

